

2021年12月29日

公益社団法人日本プロサッカーリーグ 御中

## 調査報告書（要約・公表版）

サガン鳥栖に関する通報等に係る調査チーム

サガン鳥栖に関する通報等に係る調査チーム

弁護士 中 村 克 己

弁護士 池 田 晃 司

弁護士 牧 野 輝 暁

弁護士 町 田 悠生子

## 目次

I 調査の概要	1
第1 調査の経緯	1
第2 調査の目的	1
第3 調査チームの構成	2
第4 調査の方法	2
1. ヒアリング	2
2. 各種資料の分析・検証	2
II 調査の結果	3
第1 前提となる事実関係	3
1. 金氏等の略歴	3
2. 本件足払いの発生から第三者委員会の設置、同委員会による報告結果の公表等に関する時系列	4
第2 本件調査により認定した事実	5
1. 金氏の言動について	5
(1) 選手に対する言動について	5
(2) スタッフに対する言動について	9
(3) その他の問題行為	11
2. クラブとしての対応について	11
(1) リーグへの事実に対する報告等	11
(2) “第三者委員会報告書”について	12
(3) 金氏の言動に対する強化部等の対応	14
第3 チーム関係者の認識・受け止めについて	14
第4 認定事実に対する評価・見解	17
1. パワーハラスメントの定義	17
2. 金氏の言動について	17
(1) 選手に対する言動について	17
(2) スタッフに対する言動について	19
(3) 小括	20
3. クラブとしての対応について	20
III 終わりに	21

## I 調査の概要

### 第1 調査の経緯

2021年6月26日、サガン鳥栖トップチームの練習中に金明輝（キンミョンヒ）監督（以下「金氏」という）が選手を手で押さえながら足払いをして転倒させる事案（以下「本件足払い」という）が発生した。この件を受けて、サガン鳥栖<sup>1</sup>は、7月9日、金氏に対する処分（3試合の指揮資格停止及び当分の間の練習参加停止）を行った。また、サガン鳥栖は、本件足払いが発生した経緯、背景等を調査した上で、金氏に対する当該処分について検討し、再発防止策を提言することを目的とした第三者委員会を設置し、8月11日、同委員会の調査結果を要約したものをHP上で公表した。

その翌日（8月12日）、公益財団法人日本サッカー協会（以下「JFA」という）が設置しているJFA暴力等根絶相談窓口に対し、クラブ外部の人物より、金氏が本件足払い以前にも暴言や暴力行為に及んでおり、JFAを通じて設置された適切な第三者委員会による再調査が必要であるという内容の通報があった（以下「本件通報」という）。また、8月下旬には、サガン鳥栖に所属すると称する人物からJFAに対し、匿名の告発文（以下「本件告発文」という）が届いた。本件告発文には、本件足払いが氷山の一角に過ぎないこと、クラブが立ち上げた第三者委員会の調査がずさんであること、JFAを通じた調査を行ってほしいことなどが記載されていた。JFAより本件通報及び本件告発文（以下あわせて「本件通報等」という）の開示を受けた公益社団法人日本プロサッカーリーグ（以下「Jリーグ」または「リーグ」という）は、事案の重要性に鑑み、調査の専門性・客観性及び中立性を担保するために、外部の弁護士らによる調査チーム（以下「当調査チーム」という）を組成し、本件通報等に関する調査（以下「本件調査」という）を委任した。

### 第2 調査の目的

本件調査の目的・範囲は以下のとおりである。

- ① 本件通報等で指摘された金氏の言動に係る事実関係<sup>2</sup>の解明及び認定された事実の検討・評価
- ② 上記①の事実関係に関するサガン鳥栖としての対応の検討・評価

---

<sup>1</sup> サガン鳥栖はクラブ名であり、運営母体は株式会社サガン・ドリームスであるが、本報告書ではサガン鳥栖またはクラブと表記する。

<sup>2</sup> 2021年8月31日及び9月1日、金氏のパワーハラスメント疑惑に関するスポーツ新聞による報道（以下「本件報道」という）がなされた。本件報道には、金氏のサガン鳥栖U-18監督時代の言動も含む相応に詳細な事実関係が記載されていたことから、本件調査では、本件通報等では触れられていない金氏の言動に係る事実関係についても、可能かつ適切な範囲でその解明に努めた。

### 第3 調査チームの構成

本件調査は、以下の弁護士らにより実施した。

中村 克己（国広総合法律事務所 パートナー弁護士／公認不正検査士）  
池田 晃司（国広総合法律事務所 弁護士）  
牧野 輝暁（国広総合法律事務所 弁護士）  
町田 悠生子（五三・町田法律事務所 パートナー弁護士）

また、当調査チームの事務局として、Jリーグの複数のスタッフが、本件調査に関する資料の入手、ヒアリングの調整及び記録作成等の事務的作業を担当した。

### 第4 調査の方法

#### 1. ヒアリング

2021年9月15日から同年12月21日にかけて、金氏、サガン鳥栖の内田弘会長（以下「内田会長」という）、福岡淳二郎社長（以下「福岡社長」という）を含むクラブ関係者90名に対し、延べ100回の対面又はWEB形式によるヒアリングを実施した。

なお、ヒアリングに際しては、本調査がJリーグ規約に基づくものであり、選手・スタッフなどチーム関係者に調査協力義務があること、ヒアリング内容の口外禁止、口裏合わせなどの本件調査の妨害行為の禁止等を調査チームから伝達した。

#### 2. 各種資料の分析・検証

サガン鳥栖又はヒアリング対象者から提出された各種資料（映像を含む）、公開資料の分析・検証を行った。

## II 調査の結果

### 第1 前提となる事実関係

#### 1. 金氏等の略歴<sup>3</sup>

##### ①金氏の略歴

2011年	サガン鳥栖で選手引退
2012年	サガン鳥栖アカデミースタッフ(スクールコーチ)
2013年	サガン鳥栖 U15 コーチ
2014～2015年	サガン鳥栖 U15 監督
2016年～2018年10月	サガン鳥栖 U18 監督 (2018年8月～10月トップチームコーチ兼任)
2018年10月～12月	サガン鳥栖トップチーム監督
2019年1月～5月	サガン鳥栖トップチームコーチ
2019年5月～	サガン鳥栖トップチーム監督

##### ②内田会長の略歴

～2015年4月	サガン鳥栖取締役
2021年2月～	サガン鳥栖取締役
2021年6月～	サガン鳥栖代表取締役会長

##### ③福岡社長の略歴

2020年～	佐賀県サッカー協会会長
2021年2月～	サガン鳥栖代表取締役社長

##### ④新里裕之氏の略歴

2019年7月～2021年1月	サガン鳥栖強化部
2021年2月～10月	サガン鳥栖 GM
2021年6月～9月	サガン鳥栖取締役

<sup>3</sup> 福岡社長の「佐賀県サッカー協会会長」を除き、クラブ関連の履歴のみ記載している。

## 2. 本件足払いの発生から第三者委員会の設置、同委員会による報告結果の公表等に関する時系列

2021年6月26日	本件足払いが発生。
7月7日、8日	新里裕之取締役兼GM（当時。以下「新里氏」という）が選手から個別に聞き取り調査を行う（聞き取り結果は、「選手面談議事録」としてまとめられる）。また、新里氏とクラブスタッフとの面談も行われる。
7月9日	臨時取締役会にて金氏への対応が協議され、3試合の指揮資格の停止及び当分の間の練習参加停止の処分決定（取締役会出席者：内田会長、福岡社長、新里氏ら） 上記処分事案の内容、その後の対応経緯及び金氏への処分内容（3試合の指揮資格停止、当分の練習参加の停止）をHP上で公表。
7月18日	選手会主体での選手全員への無記名アンケート実施（7月24日に回収）。
7月26日	第三者委員会設置。
7月31日	第三者委員会が選手及びクラブスタッフに対するヒアリングを実施。
8月2日	第三者委員会が金氏及び一部選手に対するヒアリングを実施。
8月5日	内田会長及び福岡社長がクラブスタッフとの個別面談を実施。
8月6日	内田会長、福岡社長及び藤原誠取締役が選手との個別面談を実施。 第三者委員会からサガン鳥栖に対して調査報告書が提出される。 第三者委員会報告書を受けて取締役会にて金氏及び福岡社長等に対する処分決定（金氏については上記7月9日付処分内容に変更なし）。
8月9日	金氏の指揮資格停止及び練習参加停止期間が終了。
8月11日	サガン鳥栖が第三者委員会の設置経緯及び同委員会による報告結果を要約したものをHP上で公表。また、上記金氏及び福岡社長等に対する処分内容及び再発防止策も公表。
8月12日	JFA暴力等根絶相談窓口に対して本件通報。
8月下旬	JFAに本件告発文が届く。
8月31日	スポーツ新聞の第一報。
9月1日	スポーツ新聞の第二報。

※サガン鳥栖のJリーグへの報告内容、HPリリース文などから構成した。

## 第2 本件調査により認定した事実

当調査チームは、以下の事実を認定する<sup>4</sup>。なお、本件調査では、多くの選手やチームスタッフ（以下あわせて「チーム関係者」という）から、自身の発言が特定されることによる不利益に対する強い不安や懸念が示されていることから、目撃者のいない一対一でのやり取りについては、原則として認定の対象外としている。また、個別の行為に対する被害者等の証言や認識についても記載を控えている。

### 1 金氏の言動について

#### (1) 選手に対する言動について

金氏は、サガン鳥栖U-18（以下「ユースチーム」という）の監督を務めていた時期（2016年～2018年）から、サガン鳥栖のユースチームまたはトップチームに所属する選手のプレーや態度に不満を覚えた際などに、激昂し、選手の至近距離で大きな声で叱責する、選手の胸ぐらをつかんで突き飛ばす、押し倒すといった言動を繰り返しており、時には、選手を殴る、頭をはたく、蹴る、平手打ちをするといった行為に出ることもあった。

#### ア 有形力の行使

暴力的な言動の具体的な事例としては、以下の行為を挙げることができる。なお、下記行為の中には、行為を受けた選手自身は必ずしも明確な証言をしていない件も含まれるが、いずれの行為についても、複数のチーム関係者が目撃しており、優に事実と認めることができる。

#### 【トップチームでの事案】

- ①2021年6月26日、ゲーム形式の練習において、ある選手が相手チームの選手に抜かれそうになったところ、後方からチャージをかけて転倒させた。当該行為は、ファールと判断されるものだったが、意図的なものではなく、あくまで当該選手が懸命にプレーする中で発生したものであり、相手選手に怪我をさせる危険性の高い悪質な行為（いわゆるラフプレー）に該当するものではなかった。

---

<sup>4</sup> 本文記載の認定事実に関しては、映像や録音等の客観的な証拠が存在しているものは少なく、その殆どをチーム関係者の供述により認定しているため、供述者の記憶や表現の相違等により、又は同様のシチュエーションが多いことなどにより、一言一句（ないし一挙手一投足）正確なものであるとまでは言い難いが、当調査チームは、複数の供述の一致の有無、供述内容の具体性・明確性・迫真性、供述態度、背景事情等を慎重に検討した上で当該認定を行っており、少なくとも本文の記載内容に近い（同趣旨の）言動があったと認定できると考えている（ちなみに、「…模様である」と記載されている箇所については、本件調査ではそのスコープや時間的制約等により認定するまでには至らないものの、関係証拠によりそのようであった可能性が高いと考えているという趣旨である。）。



この行為を見ていた金氏は、選手らに対し、「後ろからのファールはするな」と指導していたこともあったものと思われるが、「お前がやったことをやってやろうか」などと言いつつ、当該選手の背中を強く押して、その襟首をつかみ、ユニフォームを引っ張りながら、当該選手の背後から、右足で当該選手の右足首を右側から払って転倒させた（本件足払い）。

- ②2020年1月の練習時、金氏は、ある選手のパスが浮いているとして、「お前のパスはこうなんや」などと言って、徐々に距離を詰めながら（最短で約7～8メートルの至近距離）、相対に強くボールを蹴り、2、3回、選手にぶつけるといった行為に出た。
- ③金氏は、運転免許を取得していない若手選手に対して、（他の選手の自動車ではなく）自転車で練習場に通うよう命じていたところ<sup>5</sup>、2020年の2、3月頃、そのルールに違反したと金氏が判断した一人の選手に対し、「おい」と胸ぐらをつかんだり、髪を引っ張ったり、足を強く蹴るなどした。
- ④2020年3、4月頃に行われたJリーグ所属チームとの練習試合で、腰痛のためパフォーマンスが悪く試合前半で交代した選手に対し、金氏は、チームベンチの横で「お前できると言っておいてこれは何なんだ」と言って胸ぐらをつかみ、同選手の胸を突き飛ばした。これを見ていたチームスタッフが間に入り、「手を出すのはダメだ」と言って制止した。
- ⑤2020年夏頃、ある選手の前髪が長いことに立腹した金氏は、同選手の前髪を握り、1発平手打ちをした。
- ⑥2020年9、10月頃に行われた公式戦のハーフタイムで、ロッカールームに戻る途中の選手に対し、金氏は「もっと行かなきゃダメだろ」と言いながら、後ろから強く突き飛ばした。当該選手は倒れることはなかったものの、身体のバランスを崩した。
- ⑦2020年10月にアウェーで行われた公式戦で、ハーフタイムのミーティング終了後、ある選手の胸ぐらをつかんで叱責した。
- ⑧2021年、金氏は、トレーナーのケアを受けていた選手の頭を平手ではたき、「ケアしてる場合ちゃうやろ」、「お前が冷やす権利あんのか」などと述べた。

繰り返しになるが、上記①～⑧の言動については、いずれも試合会場、練習場、練習場のロッカールーム、トレーニングルーム等で複数のチーム関係者が目撃しており、そうした目撃者の大半が、強い衝撃を覚えたり、金氏はやりすぎだと感じた旨証言している。

---

<sup>5</sup> 金氏は、運転免許未取得の選手について、他の選手の車で来るとどうしても当該選手が帰る時に一緒に帰ることとなり、やりたい練習や片付け等が十分にできないため、自転車で通うよう指示していたと説明している。

### 【ユースチームでの事案】

複数のチーム関係者の証言により、金氏は、ユースチームの監督を務めていた時期において、トップチームにおけるよりも頻繁に暴力・暴言に及んでいたことが認められる。

この点、当調査チームは、「ユースの試合が終わった後、ミスが多かった時、詰め寄られて胸ぐらをつかまれた。怖かった」「(ユースの頃からずっと暴言や暴行があったため) たまに殴られたりしても、当たり前のことだと思っていた」「ユースの頃は、月1回程度は暴力を受けていた」「拳骨で叩かれた。たんこぶができたこともあった」「平手で叩かれることもあった」といった証言を得ている。これらの証言は、供述内容の明確性や供述者の態度等より、いずれも信用できるものであり、金氏がユースチームの監督を務めていた時期には、有形力の行使や暴言が常態化していたものと認められる。

こうした言動の具体的な事例としては、以下の行為を挙げることができる。なお、トップチームの事案と同様、下記行為の中には、行為を受けた選手自身は必ずしも明確な証言をしていない件も含まれるが、いずれの行為についても、複数のチーム関係者がこうしたやり取りを目撃しており、優に事実と認められる。

⑨2017年頃、金氏は、試合終了後のミーティングの際、金氏の選手起用等について意見を述べた選手の態度に激昂し、「人としてその言い方はどうなんだ」と言いながら同選手を突き飛ばし、同選手は自動販売機にぶつかった<sup>6</sup>。金氏は興奮しており、更に手を出しかねない状況だったため、その場にいたチームスタッフが二人の間に入り、これを制止した。

⑩時期は不明であるが、ユースチームの選手が学校でトラブルを起こした際、金氏は、(そのトラブルと直接関係のない)先輩の3年生数名を呼び出し、「なぜ後輩を守ってやらないのか」と述べて、呼び出した全員に平手打ちをした。

上記の他、金氏については、練習中に選手の胸ぐらをつかんで地面に押し付ける、寮生活で問題を起こした選手等を突き飛ばすといった行為が複数回あったものと認められる。

### イ 発言

問題となる暴言の具体的な事例として、以下の発言を挙げることができる。なお、下記行為の中にも、行為を受けた選手自身は必ずしも明確な証言をしていない件も含まれるが、いずれの行為についても、複数のチーム関係者がこうしたやり取りを目撃しており、優に事実と認められる。

---

<sup>6</sup> 本件報道でも取り上げられた事案である。

### 【トップチームでの事案】

2019年から2021年にかけて、金氏は、練習、公式戦、全体ミーティング等、他のチーム関係者もいる前で、主にユース出身や若手の選手に対し、

「死ね」

「だから■■■■（注：選手名）はダメなんだ」（全体ミーティングの際）

「殺すぞ」

「消えろ」

「○○なんだからダメなんだよ、使えねーな」

「グラウンドから出ていけ」

「サッカーやめちまえ」

「そんなプレーは小学生でもできる」

「お前の顔は気持ち悪い」

「アホ」「ボケ」

「ハゲ」

「おい、てめえ」

「俺の前に二度と姿を見せるな」

等の発言に及んでいたことが認められる。

なお、金氏は、上記のような発言に及ぶ場合、選手に詰め寄り、至近距離から大声で叱責することが多く、そのような叱責について、「怖かった」「圧を感じた」と述べるチーム関係者が複数存在する。

### 【ユースチームでの事案】

ユースチームでも、多くのチーム関係者が、「激しい言葉が多々あった」旨証言しており、「貴様、サッカー辞めろ」「死ね」「俺の前から消えろ」等、トップチームと同様の発言があったことが認められる。

### ウ 金氏の供述及び認識について

金氏は、当調査チームのヒアリングにおいて、指導として許される行為と許されない行為との線引きについて、「殴る蹴るはダメ。暴力はダメ。その一択でしたね」と述べている。さらに、有形力の行使については、ユースチームの監督時代に一度、選手の胸ぐらをつかんだ程度の記憶であり、トップチームの選手に対して手を出すようなことをした覚えはない、ただし、ハーフタイムの終わり間際に、選手の尻や背中を叩いて、もう1回行けよと送り出すことは度々やった記憶があると述べている<sup>7</sup>。

<sup>7</sup> 選手に気合を入れる意味合いで背中等を軽く叩くこと自体は、許容されるものである

また、上記①で認定した本件足払いについては、後ろからのファールをしないようにという指導の一環であり、選手に怪我をさせるつもりは全くなかったが、この件に関しては深く反省している旨述べている。

次に、自身の発言については、一部については、冗談で発言したり、選手のプレー姿勢に問題がある場合に指導目的で発言した覚えがあると認めつつ、「消えろ」「お前の顔は気持ち悪い」「俺の前に二度と姿を見せるな」といった発言をした覚えはない旨述べている。

さらに、金氏は、これまで選手らに悪意を持って接したことはない、厳しい指導の後には、必ずフォローしてきた、選手らも理解してくれていたと思う、といった趣旨のことを述べている。

しかし、当調査チームとしては、こうした金氏の供述を踏まえてもなお、多くのチーム関係者の供述等を総合的に判断すれば、上記事実を認定できるものと思料する。

## (2) スタッフに対する言動について

金氏は、ユースチーム及びトップチームのスタッフに対しても、相当に厳しい発言や有形力の行使に及ぶことが複数回あったものと認められる。

### ア 発言及び有形力の行使

問題となる発言や有形力の行使の具体的な事例として、以下の言動を挙げることができる。

①2019年8月、当日は雨が降っていたところ、映像の編集作業を室内でやらせて欲しいと述べたスタッフに激昂し、以下の発言に及んだ。

「えらい身分やな、雨の中誰が準備するんや、お前が遅いせいだ」

「毎日地蔵のように座ってるだけ」

「いないのと一緒」

「お前のノロマのせいでみんなに迷惑かけてる」

「頼ってばかりで自分で何もしない、無能、お前のせい」

「黙ってて何もわからない、気持ち悪い」

「見てるだけでしょい」

「いい人ぶってチームに長く居座ろうとしているだけ」

「お前の無能のせいでみんなに迷惑がかかっている」

上記発言により、当該スタッフは、翌出勤日、クラブに出勤することができなくなった。

---

し、目撃者が問題視することもない。しかし、上記で認定した金氏の行為はいずれも目撃者が金氏の暴力行為あるいは行き過ぎた行為として捉えているものである。

- ②金氏は、その後も上記①のスタッフに対し、周囲に別のスタッフがいる状況で「こいつに言いすぎると鬱って言われるからあまり言えない」「何もしていないやつに限って鬱とか言う。何もしていないのにできないとか言ってくる」などと、当該スタッフが心身のバランスを崩したことを揶揄するような発言に及んだ。また、メンタル不調に陥っていた選手について、当該スタッフに対し、「■■■■、お前経験あんだろ、何か言ってやれよ」といった発言にも及んでいる。こうしたやり取りに接したチーム関係者は、当該スタッフへの配慮を欠いた金氏の上記発言について強い不快感を覚えた旨証言している。
- ③2020年5～6月、新型コロナウイルスの感染拡大に伴い、チームスタッフ間の打ち合わせ等でスムーズに進まないことがあると、他のチームスタッフ等も参加している場で、担当スタッフを叱責した。例えば、無料のオンライン会議（ZOOM）が仕様により40分で切れてしまった際、当該スタッフに非はないにもかかわらず、「お前の仕事なのに、なんでできないんだ」と叱責するなどした。
- ④2020年6月、大型テレビの設置に手間取っていたスタッフに立腹し、周囲に別のスタッフがいる状況で「バカか?」「アホか?」と言いながら頭を叩き、さらに「何やらせても中途半端やんか」と叱責した。
- ⑤同年11月、航空機内でwifiが利用できないことに立腹し、「役立たず、お前と一緒に」といった発言を行った。
- ⑥2021年1～2月頃の練習時、金氏は、あるスタッフがボール拾いを手伝っていたところ、そのやり方に立腹し、「遅い、なぜ遅いんだ」「全力で走って（ボールを取りに）行け」などと叱責し、その後、監督がボール拾いのやり方を実際にやって見せた後、当該スタッフにわざわざ全力ダッシュでボール拾いの練習をやらせるなどした。この様子を見ていたチーム関係者は、「(当該スタッフへの理不尽な指示に) すごく不快な気分になった」と述べている。
- ⑦ユースチームの監督時代、複数の選手がいる前で、特定のスタッフに対し、暴言を浴びせる、胸ぐらをつかむ、突き飛ばすといった言動に及んでいた。

## イ 金氏の供述及び認識について

金氏は、当調査チームのヒアリングにおいて、スタッフに対し、厳しい叱責に及んだことがあったこと、スタッフの胸ぐらをつかんだり、身体を押すことはあったことは認める一方で、スタッフを殴ったりした覚えはない旨述べている。

また、金氏は、理由なくスタッフのことを頻繁に叱責したことはない、チームのためにできることは最大限やってほしいという姿勢で指導していたし、スタッフの能力にあわせてサポートもしていた、対象者に伝わっていたかどうかは分からないが、フォローは入っていたなどと述べている。

しかし、当調査チームとしては、こうした金氏の供述を踏まえてもなお、多くのチーム関係者の供述等を総合的に判断すれば、上記事実を認定できるものと思料する。

### (3) その他の問題行為

金氏は、“第三者委員会”によるヒアリングの前に、チーム関係者に架電し、自身に不利なことを回答しないよう求めるとともに、この電話があったことも答えないようにといった発言に及んだ。

また、金氏は、“第三者委員会”による選手・スタッフへのヒアリング後、チーム関係者に対し、ヒアリングで自分の問題行為について話したとして、当該関係者を非難した。

## 2. クラブとしての対応について

内田会長、福岡社長は、2021年2月にサガン鳥栖の取締役役に就任したばかりであり、従前の金氏の言動について直接見聞きすることは殆どなかったものと認められる。しかし、本件足払いが問題となった以降のクラブとしての対応は、不適切・不十分なものだったといわざるを得ない。以下、詳述する。

### (1) リーグへの事実に対する報告等

①本件足払いを受けて、新里氏が2021年7月7日及び8日に実施した選手からのヒアリング結果をまとめた選手面談録、②7月23日にクラブからリーグに提出された報告書、③選手側から7月27日に提出された無記名アンケートには、以下に示すとおり、クラブが開示した本件足払い以外の暴力行為等に関する選手の声が含まれている。

- 以前、監督の行き過ぎた行為を見たことがある。今年のキャンプではマーカーで選手の頭を叩いていた（昨年以前もある）
- 理不尽なことはこれまでに何度もあった
- 過去に何度か暴行を受けたことがある
- 顔を叩かれたことがある
- この暴力暴言が以前からあった事をクラブが知っていたと聞いています
- 今回、監督がやったことは決してよくないが、正直、今に始まったことではないと思う

福岡社長はチームスタッフからの報告を受けて、遅くとも2021年7月28日までに、上記①～③の内容について認識していたものと認められる（GMであった新里氏も、①～③の内容について認識していたことが認められる）。したがって、内田会長、福岡社長をはじめとするクラブ上層部は、遅くとも2021年7月28日の時点で、金氏による本件足払い以外の暴力行為等が過去にあった可能性やその端緒ともいえる事情を認識していた、あるいは容易に知り得る状況にあったといえる。しかし、その後クラブ側が8月6日に実施した選手との個別面談において、こうした点について十分な聞き取りが行われることはなかった。

さらに、金氏は、8月31日及び9月1日の本件報道があった後、同日の新里氏との一対一の面談の場で、ユースチームの監督時代、選手を突き飛ばし、当該選手が自動販売機にぶ

つかった旨の報道内容（以下「自販機事案」という）について、当調査チームに対し、「（新里氏に対して）ありましたと答えました」と供述している（関係各証拠により当該供述は事実と認められる）。そして、新里氏は、同日、金氏が自販機事案を事実と認めた旨を、クラブに共有し、当該事案に関する広報対応の必要性についても言及した模様である。しかし、翌9月2日、新里氏は、こうした発言を覆し、クラブに対して「（金氏は）記事の内容についてはやった記憶はないし覚えてないとの事でした」との報告を行っている。

そもそも、前日に金氏より聞き取った、選手に対する暴力行為を認める旨の極めて重要な発言について、新里氏に思い違いや勘違いがあったとはおよそ考え難い。それにもかかわらず、その翌日、同氏から前日とは全く異なる報告がなされるという状況は極めて不自然である。それにもかかわらず、クラブ側は、このような不自然な変遷を経た新里氏の報告をもとに、9月2日、リーグに以下のような報告を行っている（下線太字は当調査チームによる）。

昨日（委員会注：9月1日のことである）の早朝、記事を見た監督が今後再びクラブに迷惑をかけることを心配し不安に感じて GM に連絡してきたため、GM はすぐに監督に会いに行きました。その際には、現在のチーム状況やクラブの今後のことなどを GM と監督の二人で話し合っており、**記事の内容についてはやった記憶はないし覚えてないとの事でした**。GM からは「まずは落ち着いて気持ちを整理していこう」と話したと報告を受けております。

こうした報告は、結論として事実と反するものであるが、クラブ側は、上記のような不自然な変遷を経た新里氏の報告について十分な確認を行うことなく、このような報告に至っている。こうした対応は、本件に対するクラブ側の認識の甘さを示すものと言わざるを得ない<sup>8</sup>。

## （2）“第三者委員会報告書”について

クラブ側は、2021年7月27日頃、“第三者委員会”に対し、①新里氏が2021年7月7日

<sup>8</sup> クラブ側としては、“第三者委員会”の調査で「本件調査において、金監督のこれまでの言動を問題視する者もいたが、全体的にパワハラが蔓延しているという印象は持たなかった」との見解が示されていたことから（詳細は後述）、自販機事案について、改めて調査する必要はないと考えた可能性はある。しかし、「全体的にパワハラが蔓延しているという印象は持たなかった」という表現は曖昧であり、自販機事案の存在を明確に否定するものとはいえないし、“第三者委員会報告書”を見る限り、同委員会による調査が過去のユースチームにおける自販機事案までカバーしていたと解することも困難である。そもそも、自販機事案の報道は、具体的かつ迫真性のあるものであり、こうした報道について、ユースチームのスタッフや選手らに確認することなく、金氏本人への確認のみをもって問題なしとした判断自体、問題である。

及び8日に実施した選手からのヒアリング結果をまとめた選手面談録、②7月23日にクラブからリーグに提出された報告書、③選手側から7月27日に提出された無記名アンケートを提出した。既に述べたとおり、これらの資料には、本件足払い以外の暴力行為等に関する選手の声が含まれている。したがって、“第三者委員会”としても、金氏による暴力や暴言があった可能性を認識していたはずである（金氏より弱い立場にある選手やチームスタッフの訴えについては、基本的に信用性が高く、慎重な調査、検討及び判断が必要であることもまた認識し得たはずである）。さらに、“第三者委員会”によるヒアリングに際しては、金氏の具体的な言動に関する手控えのメモを提供したり、上記で認定した金氏の問題行為（の一部）について、真摯に証言したチーム関係者がいたという事実もまた認められる。

“第三者委員会”の調査では、委員長を含む3名の弁護士がヒアリングを担当したが、一部の関係者を除き、対象者一人当たりの所用時間は10分程度であり、50人近いチーム関係者のヒアリングを午後から開始してその日のうちに完了している<sup>9</sup>。

“第三者委員会報告書”は、表紙・署名欄を除いて7頁の書面であるが、日本弁護士連合会が定める第三者委員会ガイドライン<sup>10</sup>への準拠の有無に関する記載はなく、また、各委員の第三者性に関する記載もないなど、「第三者委員会」を名乗りながらもその「第三者性」に関する説明や判断材料は皆無である<sup>11</sup><sup>12</sup>。

そして、当該報告書は、「調査目的及び方法」として、本件足払いが発生した経緯、背景等を調査した上で、金氏に対する処分について検討し、再発防止策を提言するとしており、金氏による本件足払い以外の言動を対象とする旨を明記していない。その上で、当該報告書は、「当調査委員会としては、本件決定<sup>13</sup>によって、既に金氏には十分な不利益が与えられており、さらなる処分は不要であると判断する」との結論を示した上で、「本件調査によっ

---

<sup>9</sup> こうした調査手法が採られたのは、クラブ側から、金氏の指揮資格停止期間の最終日（2021年8月9日）までに調査を完了して欲しいとの意向が示されていたことによるところが大きいものと考えられる。

<sup>10</sup> [https://www.nichibenren.or.jp/library/ja/opinion/report/data/100715\\_2.pdf](https://www.nichibenren.or.jp/library/ja/opinion/report/data/100715_2.pdf)

<sup>11</sup> サガン鳥栖は“第三者委員会”の委員の紹介を佐賀県に依頼したうえで、委員を選任した。

<sup>12</sup> “第三者委員会”委員長の法律事務所は、2020年及び2021年にクラブのシーズンチケットを購入しており、クラブウェブサイトの「オフィシャルスポンサー様のご紹介」と題したページから閲覧できる「法人シーズンチケット」の購入者として表示されている。こうした事実のみをもって、直ちに当該委員会の第三者性が否定されるものではないが、少なくとも複数のチーム関係者が、「チームを応援している事務所の弁護士である以上、チームに付度した調査を行うのではないか」との疑問を呈している。なお、“第三者委員会”の報告書には、クラブとのこうした関係についての記載や説明はない。

<sup>13</sup> 本件決定とは、2021年7月9日付の「3試合の指揮資格停止(7/17vs.名古屋、7/24vs.C大阪、8/9vs.FC東京)、当分の間の練習参加の停止」を意味する。



て推察される背景事情」と題した項において、「本件調査において、金氏のこれまでの言動を問題視する者もいたが、全体的にパワハラが蔓延しているという印象は持たなかった」としている。

上記認定は、当調査チームの認定と全く異なるものであり、上記①～③の資料やその他チーム関係者から提供された資料や情報に接していながら、いかなる根拠に基づいて「全体的にパワハラが蔓延しているという印象は持たなかった」との結論に至ったのか、疑問を禁じ得ない。

以上のとおり、クラブによる“第三者委員会調査”は、委員の第三者性が不明瞭である上、調査方法や調査結果にも問題が認められる。この点、多くのチーム関係者が、当調査チームに対し、“第三者委員会”による調査結果及び金氏の言動を不問に付そうとするクラブへの強い不満、不信感及び失望感を表明していることを指摘しておく<sup>14</sup>。

### (3) 金氏の言動に対する強化部等の対応

新里氏を含む強化部は、ほぼ毎日のように練習に立ち会っていたことに加え、チーム関係者から金氏の言動について、相談や報告を受けていたこともあったことから、少なくともトップチームの監督に就任して以降の金氏の問題行為を知りうる立場にあった。チーム関係者からの相談や報告を受けた強化部メンバーは、当該関係者に寄り添い、フォローやケアを行っていたことが認められ、新里氏が金氏に若干の注意を行ったこともある模様ではあるが、問題の根本的な解決、すなわち金氏の言動の改善につながるような対応を行っていたとは言えない。ただし、この点については、以前の社長時代からの構造的な問題（＝強化部に実質的な権限が与えられていなかった）による面も大きいものと思料する。

いずれにせよ、クラブ側は、金氏の問題行為に関して被害の発生・拡大防止や職場環境の改善を行うべきであったにもかかわらず、少なくとも本件足払いが発生するまで積極的な行動に出ることはなく、金氏の言動を事実上放置または容認していたと考えられる。

## 第3 チーム関係者の認識・受け止めについて

本項では、チーム関係者が、金氏の言動について、どのように受け止め、どのように感じていたのか、当調査チームによるヒアリング内容から一部を引用して紹介する。なお、関係者の名誉・プライバシー保護のため、個々の氏名について黒塗りにしているが、それぞれ別の人物である。

---

<sup>14</sup> 当調査チームのヒアリングにおいて、複数のチーム関係者が「クラブは全部に向き合わずに蓋をしたという感じ」「          」（注：本件足払いの被害選手名）以外の事が出てない。クラブが調べないのは、どうかと思っている」「過去にもあったんでしょ？とは思った。なんで全部出さなかったのかと思った」などと述べている。

- 監督の話は、いつかは出るだろうなと思っていた。ちょっと遅いなと思うくらい。
- 金監督は、厳しいコーチングはしていたが、監督自身のストレス発散でやっているわけではないこと（＝指導目的があること）は、選手側にも概ね伝わっていたのではないか。
- 指導者としては選手への愛もあるし、練習に落とし込むこともうまい。選手をあえて逆境に立たせた上で、リバウンドメンタリティを引き出すようなこともする。選手としてはむかつくが、成長できるし、それが劇的なJ1残留につながったりする。
- 金監督には若い頃からお世話になったため感謝している。
- 熱いところはいいところ。思いやりもある。
- 監督は、自分の成長のために言ってくれたと思う。自分の成長に大きく関わっていると思う。ただし、言い方には問題がある。めっちゃめっちゃもったいない。
- 金監督が処分を受けるのは仕方ないと思うが、お世話になっているので、その辺の気持ちは難しい。
- 金監督の言動は度が過ぎていたこともあったが、言ってくれてありがたいと思う部分もあった。自分は半々に思っていた。
- 監督を弁護するわけではないが、2018、2019の無理難題を課せられた中で、金監督のオリジナリティでサガン鳥栖は乗り越えてきた。金監督のパワーややり方で毅然とした対応、エネルギーでJ1に残留できていた。一方で■■■■選手<sup>15</sup>の件はよくない。金監督のエネルギーが強くなりすぎた時にはフロントにコントロールしてほしい。周囲もコントロールすべきだった。金監督だけでなく、クラブや自分たちも罰せられるべきかと思う。
- クラブが監督を裸の王様にしてしまった。
- クラブが選手ではなく、監督に向いていると思う。他の選手もそう思っている。
- 金監督の良いところは、ベテランとか関係なくちゃんと言うべきことを言うところである。
- 金監督の悪いところは、若手やユース上がりの選手に対して手を出してしまうことや、言葉を選ばずに思ったことをそのまま言うところである。金監督には、監督としてのストレスがあると思うが、そのストレスを選手に対してぶつける。これは愛情によるものではない。
- 金監督は、監督としては、自分が指導を受けてきた中でも指折りに入るくらい優秀である。日本の中で先頭を走るべき監督だと思う。Jリーグの中で一番良い監督ではないか。ただ、今回の問題をこのままで終わらせることは、金監督にとってもよくないだろう。
- 言われた方は精神的に病んでしまうだろうと思う。強化部やコーチが厳しく選手に

<sup>15</sup> 本件足払いの被害選手のことである。

接していないから、代わりに監督が厳しくしていたという点もあるが、それにしても一線を越えてしまったなという印象。

- 金監督は「このチーム・スタッフで勝たなければならない」という思いの熱量が大きく、それが時に出過ぎていた、ということだと思う。
- 「お前のパスはこんなや」といって（ボールを）          選手にぶつけていた。考えられない。
- 理不尽がすごく多くて、ミーティングでつるし上げられている選手がいた。
- 何が正解かと、苦しかった。いいプレーをしても言われた。言われ過ぎて、良くわからなかった。
- 監督の言動で、潰れてしまう選手もいると思う。
- （監督の言動は）許されないと思う。許容範囲を超えている。生んでくれた両親に申し訳ないと思っていた。なぜここまで言われなければならないのかと。
- （金氏に）きつく当たられたから試合に出られたわけではなく、自分自身が耐えて自分自身で勝ち取ったものだとも思っている。
- 自分は、金監督は、監督として、また、人として、魅力的だと思っている。その分、（パワハラだと疑われるような）強い言動に及ばなくても十分に魅力的なのに、なぜそういう言動に及ぶのか、といった思いである。また、特にスタッフに対する言動に関しては、「チームのことをそれだけ強く思っているのだから、金監督の表現方法が許される」とは思ったことはなかった。金監督の言動には、監督としての思いがあるのだろうと思うが、今となっては、許される言動ではない（ものも含まれている）というのが自分の考えである。
- ある程度厳しさも必要だし、選手の短所など思っていることを伝えるのはプラス。そういう面で成長できたというのは分かる。ただ、監督と選手の距離感ではない。若い選手は感覚がおかしいことに気付いていないから成長できたと言っているのではないか。あれはプラスではない、絶対いらぬ。選手に対するリスペクトがない<sup>16</sup>。

---

<sup>16</sup> 他チームでの経験も豊富で、選手としての実績も十分な元サガン鳥栖所属の某選手は、冷静かつ中立的な視点からこのように述べているが、傾聴すべき見解である。

## 第4 認定事実に対する評価・見解

当調査チームは、上記認定事実につき、以下のとおり評価し見解を述べる。

### 1. パワーハラスメントの定義

パワーハラスメントの法律上の定義は、2020年6月1日に施行された改正労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律（いわゆるパワハラ防止法）第30条の2第1項により、「職場において行われる優越的な関係を背景とした言動であって、業務上必要かつ相当な範囲を超えたものによりその雇用する労働者の就業環境が害されること」と定められている。また、同条第3項の規定に基づき、厚生労働省が同年1月15日に策定した「事業主が職場における優越的な関係を背景とした言動に起因する問題に関して雇用管理上講ずべき措置等についての指針」は、上記の法律上の定義について「職場において行われる①優越的な関係を背景とした言動であって、②業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより、③労働者の就業環境が害されるものであり、①から③までの要素を全て満たすものをいう」とし、これに該当する行為例として、「身体的な攻撃（暴行・傷害）」、「精神的な攻撃（脅迫・名誉毀損・侮辱・ひどい暴言）」、「人間関係からの切り離し（隔離・仲間外し・無視）」等の6類型を挙げている。

これらは、あくまで労使関係の中で、事業主が防止措置を行うべきパワハラ概念範囲を画したものであり、監督と選手、監督とチームスタッフとの関係性に必ずしも直接適用されるものではない。もっとも、上記の定義は、「パワーハラスメント」なる用語が未だ世の中に確立していなかった時代も含め、人格権侵害行為に対する不法行為責任等が問われた裁判例の積み重ねの中で、いかなる行為を違法とすべきかとの観点から形成されてきた概念であり、労使関係に限らずとも、上記定義類似の人格権侵害行為が許されないことはいうまでもなく、また、選手やチームスタッフの人格権が尊重されるべきことは当然である。

本件調査では、こうした観点から、上記の法律上の定義を参考に、クラブ内におけるパワーハラスメントを「クラブにおいて行われる①優越的な関係を背景とした言動であって、②チーム運営上必要かつ相当な範囲を超えたものにより、③チーム関係者のプレー環境または就業環境が害されるものであり、①から③までの要素を全て満たすもの」と定義する。

### 2. 金氏の言動について

#### (1) 選手に対する言動について

ア 金氏は、監督として、選手の試合出場（すなわち、プロ選手としての価値をアピールし評価を得る機会）をその一存で決められる、いわば選手に対する生殺と奪権を有していることなどからすると、同氏が選手に対してクラブにおける優越的地位にあることは明らかである。

イ 上記認定事実の内、金氏による有形力の行使（Ⅱ・第2の1(1)ア①～⑩(5～7頁))は、チーム運営上必要かつ相当な範囲を超えたものであり、かつ、チーム関係者のプレー環境や就業環境を害するものであることは明らかであるから、パワーハラスメント（身体的な攻撃）に該当することに加え、(法的には) 不法行為（民法709条）及び暴行罪（刑法208条）にもなり得る不適切な行為である。

また、金氏がユース監督時代の行為は、高校生に対する暴力行為に該当するものであり、教育面からも強く非難されるべきものである。

なお、上記有形力の行使を受けた選手の中には、「あったと思うが、自分の中では消化しているため気にしていない」「手を出されたという感覚ではない。その後、監督からフォローもあった」「自分のためにやってくれているんだろうと思っていた。麻痺していたのかもしれない」と述べる者もいる<sup>17</sup>。こうした発言は、「選手には必ずフォローを入れていた」との金氏の供述とも合致する。しかし、㉞上記有形力の行使を目撃した複数のチーム関係者は、金氏が選手に手を出したという印象を強く有していること、④有形力の行使について真意に基づく同意があったとは通常考え難いこと（「消化しているため」気にしていないという発言自体、当該選手に不快感や抵抗感があったことを示しているともいえる。「麻痺していたのかもしれない」という発言も同様である）、㉟上記有形力の行使は、それを目撃したチーム関係者のプレー環境や就業環境を害するものでもあることからすれば、こうした受け止めや発言があったとしても、金氏による有形力の行使を正当化するものとはいえない。

なお、上記証言（「麻痺していたのかもしれない」）にも関連するが、ユース出身の選手は、ユース時代から金氏の問題行為を受けたり、見聞きしていたために、トップチームにおける金氏の言動に対して麻痺していた者もいた模様である<sup>18</sup>。

ウ 次に、上記認定事実における金氏の選手らに対する発言（Ⅱ・第2の1(1)イ(7～8頁))に関しては、前後の文脈も踏まえてパワーハラスメントに該当するか否かを判断すべきであり、その文脈次第では、厳しい発言であっても指導の範囲内と認められるケースもあり得る。この点、本件調査では、複数の関係者が『『殺すぞ』と何度となく言っていた』『『死ぬ』は何度も聞いたからこの時かどうかはわからない』と述べるなど、発言に至る具体的な前後関係や文脈が不明なケースが多かった（また、証言者の特定を

---

<sup>17</sup> ただし、有形力の行使を受けた選手全員がこのような理解を示しているわけではない。金氏の厳しい発言についても同様である。

<sup>18</sup> チーム関係者の中には「ユース出身の選手は（金氏による暴言等の）対象となるが多かったが、ユースの頃からそうであり、トップになって以降も同じなだけだと慣れている様子だった」「ユース出身選手はそういう指導が当たり前と思っているのがおかしい。心配で大丈夫かと声をかけても『大丈夫』と言われ、違和感を覚えていた。」などと証言する者もいた。

避けるために具体例を示すことができないケースもある)。しかしながら、少なくとも、「殺すぞ」、「死ぬ」、「消えろ」といった発言は、選手の存在そのものを否定しかねないものであり、指導には不必要な発言として、強く非難されるべきものである。また、こうした発言は、冗談で発せられたわけではなく、金氏がチーム関係者を叱責する中でなされており、受け手に与えるダメージが大きいことも踏まえれば、当該発言に関しては、パワーハラスメントに該当すると判断せざるを得ない。それ以外の発言に関しても、具体的な前後関係や文脈次第ではあるものの、多くは金氏が選手を叱責する中で発せられた言葉であり、指導者として不適切な発言としてパワーハラスメントに該当する可能性がある。

なお、金氏の発言について、「厳しいことは言われるが、自分は暴言とは捉えていない」「監督の厳しい指導については、人によるが、自分はあっていいと思う。ただ、周りから見ると、今のご時勢ではパワハラと受け止められる、あってはならないものかもしれない」と述べるチーム関係者もいる。しかし、当調査チームに対し、気にしていないと述べたチーム関係者の中にも、他のチーム関係者に対し、泣きながら金氏の厳しさを訴えていた者もいた模様であり、そうした発言を鵜呑みにするのは妥当ではなく、いざれにせよ、上記パワーハラスメントの認定に影響するものとはいえない。

## (2) スタッフに対する言動について

ア スタッフは、その立場及び役割等より、監督である金氏の指示や意向に従わざるを得ないことに鑑みれば、同氏がスタッフに対してクラブにおける優越的地位にあることは明らかである。

イ 上記認定事実の内、金氏によるスタッフに対する有形力の行使（Ⅱ・第2の1(2)アの④及び⑦(10頁))は、いかなる事情があろうとも正当化されるものではなく、チーム運営上必要かつ相当な範囲を超えたものであり、かつ、チーム関係者のプレー環境や就業環境を害するものであるから、パワーハラスメント（「身体的な攻撃」）に該当することに加え、(法的には) 不法行為（民法709条）及び暴行罪（刑法208条）にもなり得る不適切な行為である。

ウ また、上記認定事実における、金氏のスタッフらに対する発言の多く（例えば、Ⅱ・第2の1(2)アの①～⑦(9～10頁))は、仮に同氏が主張するように、チームのため、あるいは対象者の指導を目的とするものであったとしても、対象者の人格・尊厳を傷つけるものであったり、理不尽な要求であったりする点で、チーム運営上必要かつ相当な範囲を超えており、さらには相手の人格の尊重や相手への敬意（リスペクト）を欠くものと言わざるを得ない。

そして、金氏によるそのような言動を主たる原因として、出勤できなくなったり、精

神的に追い詰められていた者がいることからすれば、金氏の言動が、チーム関係者の就業環境を害するものであることは明らかである。

以上より、金氏のスタッフらに対する前記言動は、パワーハラスメント（「精神的な攻撃」）に該当するとともに、不法行為（民法 709 条）にも該当し得るものである。

エ 上記認定事実における、金氏による「その他の問題行為」（Ⅱ・第 2 の 1 (3) (11 頁)) は、チーム関係者に不当な圧力をかけ、事実を歪曲して自己の保身を図ろうとするものであり、不適切と言わざるを得ない。

### (3) 小括

以上のとおり、金氏は、選手やチームスタッフに対し、暴力行為を含むパワーハラスメント行為を繰り返していたことが認められる。その結果、多数のチーム関係者が深刻な精神的ダメージを受けていることからすれば、クラブのリソースやサポートが必ずしも十分とはいえない環境下で、金氏が多大な責任を背負い、強いストレスのもとでチームの指揮監督を担っていたこと、金氏の厳しい指導のお陰で成長したと感じている選手がいることなどを踏まえたとしても、こうした言動は到底許容されるものではない<sup>19</sup>。

## 3. クラブとしての対応について

金氏による一連の問題行為は、選手のプレー環境やスタッフの就業環境に関わるクラブ内部の問題であるとともに、クラブの信頼・信用に直結する問題であり、リーグではなく、クラブ自身（あるいはクラブが起用する外部専門家等）で必要な調査を実施して事実を把握し、その原因究明、再発防止、適切な処分を行うことで、クラブの自浄能力を示すべきであった。しかし、既に述べたとおり、クラブ上層部は、本件足払い以外にも金氏による暴力行為を含む悪質なパワーハラスメントに関する訴えや報道があることを知りながら、それに正面から向き合うことなく、必要十分な調査を行うこともなかった。その結果、リーグ主導の調査、すなわち、当調査チームによる外部調査を余儀なくされることとなった。

こうした一連の経緯は、サガン鳥栖というクラブにおける自浄能力の欠如を示すものであり、また、クラブを支える選手やチームスタッフへの敬意や配慮を欠くものでもあって、強い非難に値する。こうした対応は、勇気をもってクラブや“第三者委員会”に事実を伝えたチーム関係者への裏切りであり、さらには、サガン鳥栖のファン・サポーターや社会への裏切りでもある。

---

<sup>19</sup> 本件足払いに基づく処分を受けて以降、金氏は自身の言動に関して、一定の注意を払っている様子が見受けられる。他方、そうした金氏の態度改善が今後も継続するかについては、疑問を呈するチーム関係者もいる。

### Ⅲ 終わりに

サガン鳥栖は、以下のようなクラブ理念を掲げている。

私たちは、『人づくり』『まちづくり』『夢づくり』の実現のため努力いたします。  
私たちは、地域の人々に『愛され』『親しまれる』クラブ創りを目指し努力いたします。  
私たちは、常に前進し未知のものへ挑戦いたします。

クラブ上層部は、上記で認定したような対応を取るクラブが、『人づくり』『まちづくり』『夢づくり』を実現できるのか、地域の人々に『愛され』『親しまれる』資格があるのか、常に前進し未知のものへ挑戦できるのか、改めて自問すべきである。

最後に、事実を語り、本件を機に膿を出しつくすことこそが、長い目で見ればサガン鳥栖というクラブ、クラブを支える選手やスタッフ、ひいてはファン・サポーターのためになるという思いで、当調査チームに対し、勇気をもって事実を語ってくれた全てのチーム関係者に対し、心からの敬意と感謝を表したい<sup>20</sup>。当調査チームは、今後、クラブ上層部が本件に関し、犯人探しや発言者の詮索、報復などに走ることなく<sup>21</sup>、金氏の言動を是正できなかったチーム体制や本件に係る不適切・不十分な事後対応を深く反省し、これに正面から向き合い、選手やチームスタッフに寄り添って、ファン・サポーターに堂々と説明できる真に健全なガバナンス体制を再構築することを強く希望する。

以 上

---

<sup>20</sup> 当調査チームに対し、「夢づくり・人づくりと言っているのに、子供たちに夢を与えるチームがこんなことしていいのかとすごく思う」「(クラブには)正しいことをして、しっかり処分を受け入れて、本当に子供たちの夢に与えられるようなチームになってもらいたい。チームを潰したいとは全く思っていない」と述べるチーム関係者もいる。

<sup>21</sup> クラブ上層部は、万が一、クラブがこのような対応に出た場合、別途リーグによる調査及び処分の対象となりうること、クラブの更なる信用毀損につながることを十分に認識すべきである。